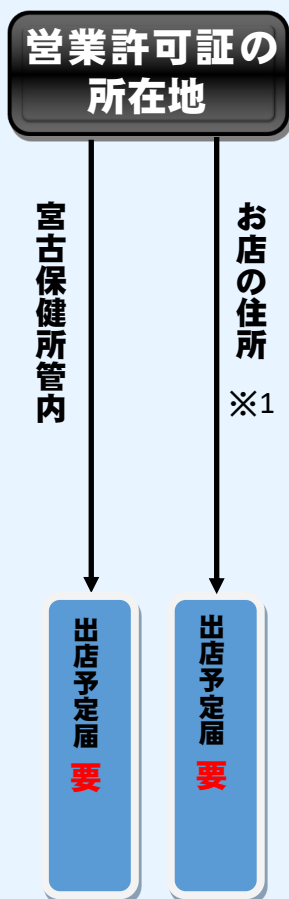
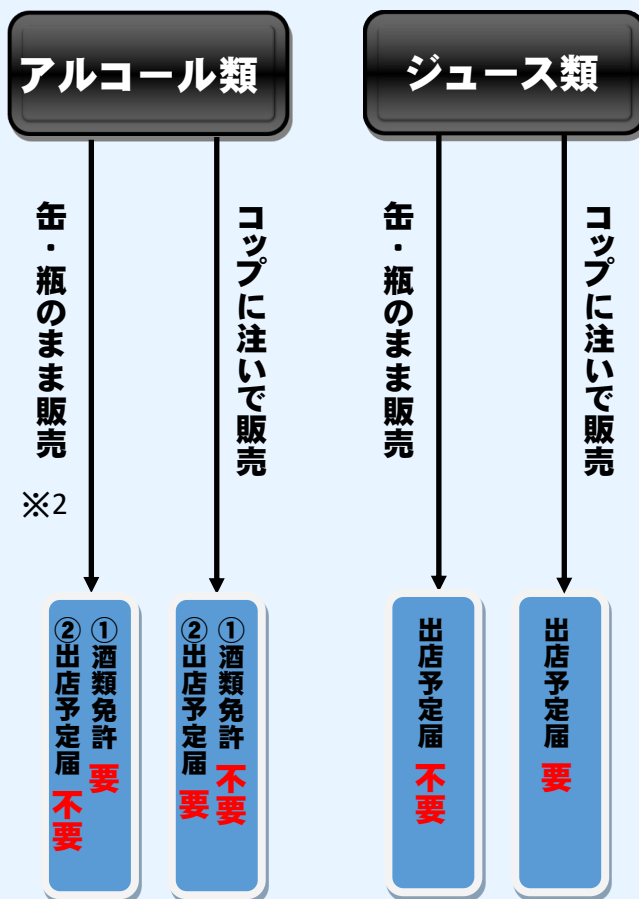


イベント出店の臨時営業許可について

【食べ物の販売】



【飲み物の販売】



※1 店内・店頭のみ販売が可能です。たとえ飲食店経営者が営業許可証を取得していても、惣菜等を別の場所で販売する場合は、臨時営業許可が必要です。また、調理した惣菜等をパックで販売する場合は、原材料名・消費期限・製造者名などを記載した食品表示ラベルを貼付する必要があります。

※2 アルコール類を開封せずに販売する場合でも、「酒類販売業免許」が必要です。

①酒類販売業免許に関する問い合わせ先：那覇税務署

②出店予定届に関する問い合わせ先：宮古保健所

※臨時営業許可証の有効期限が切れている場合は、保健所で更新手続きが必要です。

※臨時営業許可証の名義人が出店場所に不在の場合は出店できません。

(可能な限り、臨時営業許可証の名義人ご本人が出店申込を行ってください)